

○農林水産省告示第二千八百三十三号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十一の規定に基づき、昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第七百八十号（台湾から発送されるソロ種のパイヤの生果実並びにアーヴィン種、カイト種及びハーティン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月一日

農林水産大臣 島村 宜伸
一 中「ソロ種」の下に「及び台農二号種」を加える。

四の（一）中「パイヤ生果実」を「ソロ種のパイヤ生果実」に、「四十六度」を「摂氏四十六度」に、「五十度」を「摂氏五十度」に、「二十度」を「摂氏二十度」に改め、同（三）中「二十度」を「摂氏二十度」に改め、同（三）を同（四）とし、同（四）を「摂氏四十六・五度」に改め、同（三）を同（三）とし、同（一）の次に次のように加える。

（二） 台農二号種のパイヤ生果実については、蒸熱処理施設において、生果実の中心部の温度を一定の上昇率で摂氏四十三度になるまで上げ、引き続き、飽和蒸気を使用して、生果実の中心部の温度が摂氏四十七・二度になるまで消毒すること。